

福岡県公報

平成21年 2 月 23 日
第 2 9 3 4 号

目 次

告 示 (第269号 - 第297号)

国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課) 1
道路の区域の変更	(道路維持課) 2
道路の供用の開始	(道路維持課) 2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) 2
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) 3
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) 4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
換地を定めない土地の指定	(農村整備課) 4
換地を定めない土地の指定	(農村整備課) 5
換地を定めない土地の指定	(農村整備課) 5
換地を定めない土地の指定	(農村整備課) 5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 6
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 6
土地改良事業の認可	(農村整備課) 7
解除予定保安林の所在場所等	(森林保全課) 7
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) 7
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) 7
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) 8
道路の区域の変更	(道路維持課) 8
道路の供用の開始	(道路維持課) 9

都市計画事業の認可	(公園街路課) 9
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 9
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 9
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)10
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)10
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)10
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)11
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)11

公 告

意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(調査統計課)11
建築協定区域隣接地の土地の所有者からの建築協定に加わる旨の意思の表示	(建築指導課)11
収用委員会		
土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課)12

雑 報

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集	(社会活動推進課)12
----------------------------------	-----------	---------

正 誤

石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 5 号に規定する第二種事業所の指定 (平成21年 2 月福岡県告示第207号) 中正誤15
--	---------

告 示

福岡県告示第269号
 国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第 2 項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成21年 2 月 23 日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
直方市	平成17年度から平成20年度まで	地籍図及び地籍簿	大字植木の一部	平成21年2月3日
田川郡添田町	平成13年度から平成20年度まで	地籍図及び地籍簿	大字中元寺の一部	平成21年2月3日

福岡県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
宗 像	県 道	町川原 赤 間 線	前	宗像市大穂町298番1先から 宗像市原町153番1先まで	4.1 ~ 31.0	753.2	
			前	同上	9.4 ~ 39.0	997.9	うち県道宗像篠栗線重用延長470.4メートル
			後	同上	9.4 ~ 39.0	997.9	うち県道宗像篠栗線重用延長470.4メートル

福岡県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年2月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
宗 像	薦 野 福 間 線	福津市字田中2694番先から 福津市字田中2687番2先まで

福岡県告示第272号

矢部川左岸土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

土地改良区の役員の就任及び退任（平成21年2月福岡県告示第184号）は取り消す。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
木 下 秀 彦	みやま市高田町北新開910番地2
佐 田 修	" 瀬高町太神27番地3
今 村 保 則	" " 下庄219番地1
壇 信 行	" " 小川917番地
樺 島 孝 之	" " 松田1555番地1
坂 田 勝 彦	" " 坂田1038番地2
吉 開 正 義	" " 小田54番地
田 中 保 徳	" " 高柳699番地
鬼 丸 岳 城	" " 文廣1165番地

橋本 欣二	みやま市瀬高町本吉993番地 2
松尾 吉秋	〃 高田町海津1741番地
猪名 富久人	〃 山川町清水951番地
西山 種久	〃 高田町永治259番地 1
山田 一昭	〃 〃 黒崎開440番地
檜原 利行	〃 〃 黒崎開1907番地
原田 澄男	〃 〃 徳島579番地
四牟田 敏光	〃 〃 江浦541番地
森 角夫	大牟田市昭和開282番地
杉野 正勝	〃 大字倉永3371番地

2 退任監事

氏名	住所
田中 博美	みやま市瀬高町大草956番地 1
中村 榮作	〃 高田町今福99番地
馬場 幸男	大牟田市昭和開310番地

3 就任理事

氏名	住所
西原 親	みやま市瀬高町下庄1760番地 2
古賀 道雄	大牟田市通町 2 丁目172番地 6
今村 保則	みやま市瀬高町下庄219番地 1
檜原 利行	〃 高田町黒崎開1907番地
鬼丸 岳城	〃 瀬高町文廣1165番地
田中 保徳	〃 〃 高柳699番地
佐田 修	〃 〃 太神27番地 3
壇 信行	〃 〃 小川917番地
樺島 孝之	〃 〃 松田1555番地 1
吉開 正義	〃 〃 小田54番地

坂田 勝彦	みやま市瀬高町坂田1038番地 2
橋本 欣二	〃 〃 本吉993番地 2
猪名 富久人	〃 山川町清水951番地
松尾 吉秋	〃 高田町海津1741番地
西山 種久	〃 〃 永治259番地 1
山田 一昭	〃 〃 黒崎開440番地
原田 澄男	〃 〃 徳島579番地
四牟田 敏光	〃 〃 江浦541番地
西山 英一	〃 〃 北新開127番地
山本 円生	大牟田市大字岬2656番地
杉野 正勝	〃 大字倉永3371番地

4 就任監事

氏名	住所
田中 博美	みやま市瀬高町大草956番地 1
中村 榮作	〃 高田町今福99番地
馬場 幸男	大牟田市昭和開310番地

福岡県告示第273号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
太宰府市大字太宰府字普現1462の1、1462の2、1462の8、1475の3から1475の7まで、4714の3
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第274号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
- 田川郡添田町大字津野字無田焼野3015の3、3019の3
- 2 指定の目的
- 水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第275号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
- 糟屋郡新宮町杜の宮1丁目1-1から1-19まで、2-1から2-24まで、3-1から3-22まで、4-1から4-20まで、5-1から5-12まで、6-1から6-9まで、7-1から7-10まで、8-1から8-10まで、9-1から9-18まで、10-1から10-19まで、11-1から11-20まで、12-1から12-24まで、13及び300から328まで（3工区）
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
- 東京都千代田区外神田4丁目14番1号
- エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
- 代表取締役 三ツ村 正規

福岡県告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業黒土西部第二地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻 生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	高田		136 - 4	田	441のうち190
豊前市	久路土		410 - 1	田	2256のうち185

豊前市	久路土		497 - 1	田	1596のうち421
豊前市	久路土		192	田	1843のうち380
豊前市	久路土		1562 - 1	田	393のうち184

福岡県告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業黒土西部第二地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	久路土		422	田	791のうち372
豊前市	久路土		591 - 2	田	334のうち160
豊前市	久路土		272 - 1	田	1120のうち296
豊前市	久路土		524 - 4	畑	155のうち12
豊前市	久路土		615 - 1	田	840のうち176
豊前市	久路土		615 - 2	田	717のうち54
豊前市	久路土		553	畑	415のうち51
豊前市	久路土		560	田	582のうち510
豊前市	高田		130	田	1329のうち177
豊前市	久路土		1583 - 2	田	1729のうち255

福岡県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業黒土西部第二地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第

2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	永久		500	田	1276のうち250
豊前市	永久		510	田	1028のうち160

福岡県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業黒土西部第二地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	永久		444	田	1245のうち140
豊前市	永久		450	田	592のうち134
豊前市	永久		568	田	2830のうち483

福岡県告示第280号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年1月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人新宮芝生の会

(2) 代表者の氏名

重岡 利幸

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡新宮町大字三代905番地15

(4) 定款に記載された目的

この法人は、学校、及び幼稚園・保育所などの施設に対して、芝生などによる緑化を推進し、その実現のための総合的な企画・調査・設計や実施事業を推進すると共に、学校等関係者や地域住民との連携を行い、生活・教育環境の充実・向上をはかることで、社会教育の推進、まちづくりの推進、スポーツの振興、環境の保全、子供の健全育成等の公益の増進に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第281号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年2月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 KJコミュニティー・どうみ

(2) 代表者の氏名

平井 一臣

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区船頭町3番31号リコホテル小倉205号室

(4) 定款に記載された目的

この法人は、民と民との交流（民際外交）の観点から、福岡とプサン（釜山）をはじめとする日本と韓国、東アジアに関する言語・教育・文化事業を推進することで、各地、各国の文化交流を促進する。ならびに、在日コリアン（朝鮮半島をルーツとする日本国籍者を含む）をはじめとする定住外国人（外国をルーツとする日本国籍者を含む）への理解を深めるとともに、高齢者事業・世代間交流を促進することで、国境や世代を超えた共生社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第282号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年2月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州スポーツクラブ連絡会

(2) 代表者の氏名

高橋 八十弥

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区南王子町9番6号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く地域の住民に対してスポーツの振興、健康・体力づくり、保健福祉および生涯教育等の振興のため、専門的知識と技術を提供する事業等を行ない、これらの活動を通じて幼児から高齢者等の生活の質の向上に貢献し、もって公益

の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	認可年月日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (水路改良事業) (池田地区)	平成21年2月9日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (井原地区)	平成21年2月9日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (井堰改良事業) (池田地区)	平成21年2月9日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (長野地区)	平成21年2月9日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (多久地区)	平成21年2月9日

福岡県告示第284号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 解除予定保安林の所在場所
田川郡添田町大字津野字一ツ町1511の2、1514の4
- 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 解除の理由

用排水路用地

福岡県告示第285号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字岩屋1233、1236、1237、2007の7、2007の23、大字上川底1808の2、大字畑32、34、39、168、173、176、178、183、295の1、295の3
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第286号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
糸島郡二丈町大字吉井字割石268、266の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第287号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
大野城市大字牛頸565の11、569の5、569の39、569の42、569の44、569の50、569の51、574の2、574の8、600の7、667の2、667の31、667の39、667の94、667の150、670の8、670の19、670の21、670の38、670の51から670の53まで、704、767の1、767の2、769
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
前原	県道	前原線	前	前原市大字長野1113番1先から 前原市大字長野662番先まで	11.4 ～ 82.0	750.0
			後	同上	11.4 ～ 82.0	750.0
			前	前原市大字長野1178番先から 前原市大字長野1096番1先まで	6.8 ～ 42.4	520.0

前原	県道	前富原土線	前	同上	17.4 ~ 60.0	477.0
			後	前原市大字長野1178番先から 前原市大字長野1113番1先まで	6.8 ~ 19.5	
			後	同上	17.4 ~ 60.0	338.8

福岡県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年2月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
前原	前原土線	前原市大字長野1113番1先から 前原市大字長野604番1先まで
前原	前原土線	前原市大字長野1114番2先から 前原市大字長野1113番1先まで

福岡県告示第290号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

筑後市

2 都市計画事業の種類及び名称

筑後都市計画駐車場事業1号筑後船小屋駅前自動車駐車場

3 事業施行期間

平成21年2月23日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

筑後市大字津島字洲崎及び字段ノ上地内

(2) 使用の部分

筑後市大字津島字洲崎地内

福岡県告示第291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年10月福岡県告示第1737号福岡都市計画道路3・4・9号福岡駅前線及び3・4・1号宗像福岡線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成16年10月1日から平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年10月1日福岡県告示第1737号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第292号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年7月26日農林水産省告示第1191号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第293号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和60年8月15日農林水産省告示第1334号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第294号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和60年11月12日福岡県告示第1664号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第295号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年12月17日福岡県告示第2094号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第296号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月19日農林水産省告示第2609号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第297号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月19日農林水産省告示第2597号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県法人企業統計調査規則(昭和41年福岡県規則第52号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(<http://www.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部調査統計課に備え置きます。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を公募しなかった理由

本改正は、福岡県統計条例(平成2年福岡県条例第6号)の全部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に規定する軽微な変更にあたるため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しないこととしたものです。

2 規則の公布日

平成21年2月23日

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第75条の2第2項の規定に基づき、建築協定区域隣接地の土地の所有者から建築協定に加わる旨の意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により次のように公告する。

平成21年2月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 建築協定の名称
春日原東町地区建築協定
- 2 意思の表示に係る建築協定区域隣接地
春日市春日原東町4丁目76番地2
- 3 意志の表示があった日
平成20年12月15日

収用委員会

福岡県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成21年2月23日

福岡県収用委員会

- 1 起業者の名称
福岡県
- 2 事業の種類
一般国道442号改築工事（八女筑後バイパス・筑後バイパス・大木大川バイパス）並びにこれに伴う県道、市道及び普通河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積 [() は公簿地積]
福岡県筑後市大字西牟田字池満	2949番	田	1,368.86 (1,358) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積190.18平方メートル、使用しようとする土地の面積14.12平方メートル
	2951番	田	1,296.59 (1,061) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積366.24平方メートル、使用しようとする土地の面積13.21平方メートル

- 4 土地所有者の氏名及び住所

高井良鎮義

福岡県久留米市城島町江上104番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成21年2月6日

雑 報

NPO・ボランティア団体と企業、行政との協働推進委員会公告

NPO・ボランティア団体と企業、行政との協働推進委員会の提言案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成21年2月23日

NPO・ボランティア団体と企業、行政との協働推進委員会
委員長 石原進

- 1 意見募集の対象となる事案
NPO・ボランティア団体と企業、行政との協働推進委員会提言案
- 2 事案の要旨
 - 1 今日の社会の現状
 - 1-1 背景
 - 1-2 公共を担うNPO・ボランティア団体の台頭
 - 1-3 企業におけるCSR活動の取組
 - 1-4 行政における現状
 - 2 NPO・ボランティア団体との協働で築く新しい社会づくり
 - 2-1 目指すべき新しい社会の姿
 - 2-2 NPO・ボランティア団体と企業、行政との協働の必要性及び基本的な考え方
 - 2-3 新しい社会づくりに向けた各主体の目標とする姿

- 3 協働をめぐる課題
 - 4 新しい社会づくりに向けた課題解決方策 ~ 3つの目標、7つの方策 ~
 - 5 目標と具体的な方策
 - 5 - 1 各主体の取組
 - 5 - 2 各主体と連携した取組
 - 6 推進のための重点の方策
 - 6 - 1 総合的に推進していくための体制づくり
 - 6 - 2 各方策を推進していくための主要な仕組み
 - 6 - 3 新しい社会づくりに向けた各主体の取組のステップ
 - 7 ふくおか発・協働社会づくりに向けて
- 3 事案の閲覧場所等
- ・県民情報センター（福岡市博多区東公園7 - 7 福岡県庁1階）
 - ・北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区域内7 - 8 小倉総合庁舎内）
 - ・筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642 - 1 久留米総合庁舎内）
 - ・筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8 - 1 飯塚総合庁舎内）
 - ・京築県民情報コーナー（行橋市中央1 - 2 - 1 行橋総合庁舎内）
 - ・福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）
- 4 意見書の提出期間
県公報登載の日から平成21年3月9日まで（必着）
- 5 意見書の提出方法
持参、郵送、ファクシミリ、又は電子メール
- 6 意見書の提出先
福岡県新社会推進部社会活動推進課（福岡県NPO・ボランティアセンター）
（住所）〒812 - 0046 福岡市博多区吉塚本町13 - 50 福岡県吉塚合同庁舎5階
（ファクシミリ）092 - 631 - 4413
（電子メール）nvc@pref.fukuoka.lg.jp
（問い合わせ）092 - 631 - 4411

様式

意見書

住所(所在地)	
氏名(法人名)	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 「意見」及び「理由」をできるだけ本用紙の1枚に納めてください。項目に対する個別の意見については、意見の対象となる事案のページ数を明記してください。
- 2 意見は日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
21・2・6	2928	告 示	207	2			後から 3	表中	響町一丁目62番24号	響町一丁目62番24

--	--

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています